

五所川原市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項により実施した財政援助団体等監査に関する監査結果について、同条第9項に基づき別添のとおり公表する。

令和5年3月16日

五所川原市代表監査委員 小田桐 宏之

五監委発第57号
令和5年3月15日

五所川原市議会議長 木村 清一 様
五所川原市長 佐々木 孝昌 様

五所川原市監査委員 小田桐 宏之
五所川原市監査委員 石沢 和夫

令和4年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

監査結果報告

第1 監査の種別

地方自治法第199条第7項及び五所川原市監査基準第2条第1項第3号の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

一般社団法人五所川原市観光協会（指定管理施設：立佞武多の館、立佞武多広場）

第3 監査の実施内容

本監査は、令和3年度の財務に関する事務の執行を主に監査を実施した。監査にあたっては、関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、指定管理業務が当該目的に沿って行われているかなどを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正な監査方法により実施した。

第4 監査の期間

令和4年9月12日から令和4年10月21日まで

第5 主な監査項目

基本協定書及び年度協定書、定款、組織図、職員名簿、事業概要及び事業計画書、予算書、決算書、定期報告書、事業報告書、固定資産台帳、指定管理運営に係る収支関係書類、預金残高証明書、預金通帳、指定管理者募集要項及び指定管理業務基準（仕様）書

第6 監査の主な着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計処理は適正であるか
- (2) 指定管理料が対象事業以外に流用されていないか
- (3) 会計処理上の内部統制が十分とられているか

第7 監査の結果

監査の結果、指定管理料に係る経理について適正に行われていると認めた。

一部、会計上及び指定管理上の事務処理等に軽易な要改善事項が見られたため、口頭により改善検討を求めた。

監査結果報告

第1 監査の種別

地方自治法第199条第7項及び五所川原市監査基準第2条第1項第3号の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

一般財団法人五所川原市体育協会（指定管理施設：働く婦人の家、保健センター五所川原）

第3 監査の実施内容

本監査は、令和3年度の財務に関する事務の執行を主に監査を実施した。監査にあたっては、関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、指定管理業務が当該目的に沿って行われているかなどを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正な監査方法により実施した。

第4 監査の期間

令和4年9月20日から令和4年12月5日まで

第5 主な監査項目

基本協定書及び年度協定書、定款、組織図、職員名簿、事業概要及び事業計画書、予算書、決算書、定期報告書、事業報告書、固定資産台帳、指定管理運営に係る収支関係書類、預金残高証明書、預金通帳、指定管理者募集要項及び指定管理業務基準（仕様）書

第6 監査の主な着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計処理は適正であるか
- (2) 指定管理料が対象事業以外に流用されていないか
- (3) 会計処理上の内部統制が十分とられているか

第7 監査の結果

監査の結果、指定管理料に係る経理について適正に行われていると認めた。

一部、指定管理上の事務処理等に軽易な要改善事項が見られたため、口頭により改善検討を求めた。

監査結果報告

第1 監査の種別

地方自治法第199条第7項及び五所川原市監査基準第2条第1項第3号の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会

(指定管理施設：五所川原市地域福祉センター、金木中央老人福祉センター、五所川原市養護老人ホームくるみ園、五所川原市金木生活支援ハウス、五所川原市市浦生活支援ハウス)

第3 監査の実施内容

本監査は、令和3年度の財務に関する事務の執行を主に監査を実施した。監査にあたっては、関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、指定管理業務が当該目的に沿って行われているかなどを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正な監査方法により実施した。

第4 監査の期間

令和4年9月28日から令和5年2月6日まで

第5 主な監査項目

基本協定書及び年度協定書、定款、組織図、職員名簿、事業概要及び事業計画書、予算書、決算書、定期報告書、事業報告書、固定資産台帳、指定管理運営に係る収支関係書類、預金残高証明書、預金通帳、指定管理者募集要項及び指定管理業務基準（仕様）書

第6 監査の主な着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計処理は適正であるか
- (2) 指定管理料が対象事業以外に流用されていないか
- (3) 会計処理上の内部統制が十分とられているか

第7 監査の結果

監査の結果、指定管理料に係る経理について適正に行われていると認めた。

一部、会計上及び指定管理上の事務処理等に軽易な要改善事項が見られたため、口頭により改善検討を求めた。